

注意！

支払いについては、毎月 31 日までに翌月精算となります。

事務手続き上、3 月分（3 月 1 日～3 月 31 日）の寒剤利用料支払いについては、支払いが翌年度になることから、運営費交付金又は寄付金のみ支払い可能とさせていただきます。

なお、年度末には外部資金に支払期限があります。各々の支払期限を確認の上、ご利用ください。